

4 月歯科用貴金属価格改定に関する報告

平成 31 年 4 月の歯科用貴金属価格の随時改定では、全ての歯科用貴金属の変動幅が ±5% を超えていないため、告示価格の変更は行わないと、中医協の第 405 回総会で厚生省から報告されました。

[歯科用貴金属価格は、金・パラジウム・銀の素材価格の変動幅がその時点の告示価格の ±5% を超えた場合、診療報酬改定時以外に 6 ヶ月ごとに見直しを行うとしている。]